

平成 21 年 6 月 18 日

各 位

株式会社加ト吉

当社子会社である株式会社グリーンフーズ株式に対する  
公開買付けの結果に関するお知らせ

株式会社加ト吉（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成 21 年 4 月 27 日開催の取締役会において、当社子会社である株式会社グリーンフーズ（コード番号：3367 ジャスダック証券取引所、以下「対象者」といいます。）の普通株式を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議し、平成 21 年 5 月 7 日から実施してまいりましたが、本公開買付けが平成 21 年 6 月 17 日をもって終了いたしましたので、下記のとおり本公開買付けの結果についてお知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

- (1) 公開買付者の名称及び所在地  
株式会社加ト吉  
香川県観音寺市坂本町五丁目 18 番 37 号
- (2) 対象者の名称  
株式会社グリーンフーズ
- (3) 買付け等に係る株券等の種類  
普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
26,600 株	6,814 株	— 株

- (注1) 応募株券等の数の合計が「買付予定数の下限」に記載された数(6,814株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- (注2) 本公開買付けにおける公開買付者が取得する株券等の数の最大の数は、対象者が平成 21 年 2 月 16 日に提出した第 24 期第 3 四半期報告書に記載された平成 20 年 12 月 31 日現在の発行済株式総数(59,360株)から本書提出日現在における公開買付者が保有する株式(32,760株)を控除した株式数(26,600株)です。

(5) 買付け等の期間

平成 21 年 5 月 7 日(木曜日)から平成 21 年 6 月 17 日(水曜日)まで (30 営業日)

(6) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき金 35,000 円

## 2. 買付け等の結果

### (1) 応募の状況

株券等種類	買付予定数	買付予定数の 下限	買付予定数の 上限	応募株券等の 数	買付け等を行 う株券等の数
株券	26,600株	6,814株	一株	23,170株	23,170株
新株予約権証券	—	—	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—	—	—
株券等信託受益証券 ( )	—	—	—	—	—
株券等預託証券( )	—	—	—	—	—
合計	26,600株	6,814株	一株	23,170株	23,170株

### (2) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（6,814株）に満たない場合は応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しましたが、応募株券等の数の合計（23,170株）が買付予定数の下限以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

### (3) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	32,760個	(買付け等前における株券等所有割合 55.19%)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	4,688個	(買付け等前における株券等所有割合 7.90%)
買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	55,930個	(買付け等後における株券等所有割合 94.22%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	0個	(買付け等後における株券等所有割合 0.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	59,360個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成21年2月16日に提出した第24期第3四半期報告書に記載された平成20年12月31日現在の総株主等の議決権の個数です。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

### (4) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

### (5) 買付け等に要する資金 810,950,000円

### (6) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

みずほ証券株式会社

東京都千代田区大手町一丁目5番1号

② 決済の開始日 平成21年6月24日（水曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、応募受けをした公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した銀行口座へ送金するか、応募受けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

3. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社加ト吉

香川県観音寺市坂本町五丁目18番37号

株式会社ジャスダック証券取引所

東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号

4. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付けにより、対象者の発行済株式の全てを取得できなかったことから、当社は、平成21年4月27日に公表しました「当社子会社である株式会社グリーンフーズ株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載したとおり、当社を除く対象者の株主の皆様に対して対象者株式の売却の機会を提供しつつ、当社が対象者株式の全てを保有することとなるよう必要な手続（以下「本完全子会社化」といいます。）を行う予定です。

具体的には、当社は、①対象者の定款の一部を変更して、対象者を会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）の規定する種類株式発行会社とすること、②定款の一部を変更して、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。）を付すこと、及び③対象者の当該株式の全部取得と引換えに別個の種類の対象者株式を交付すること、以上①ないし③を付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の開催を対象者に要請する予定です。また、かかる手続の実行に際して、本臨時株主総会において上記①のご承認をいただきますと、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記②については、会社法第111条第2項第1号に基づき、本臨時株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される対象者普通株式を所有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となります。そのため、当社は、対象者に対し、本臨時株主総会と同日に本種類株主総会を開催することを要請する予定です。なお、当社は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

対象者の本臨時株主総会及び本種類株主総会において上記議案が承認された場合には、対象者の発行する全ての普通株式は、全部取得条項が付された上で、その全てが対象者により取得されることとなり、対象者の株主の皆様には当該取得の対価として対象者の発行する別個の種類の対象者株式が交付されることとなりますが、対象者の株主の中で交付される当該別個の種類の対象者株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、法令に定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）を売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数の売却の結果、株主に交付されることになる金銭の額については、特段の事情がない限り、本公開買付けの買付価格と同一の価格を基準として算定される予定ですが、その算定の時点が異なることから、この金額が本公開買付価格と異なることがあり得ます。

また、全部取得条項が付された対象者の普通株式の取得の対価として新たに交付する対象者

株式の数は、本日現在未定ですが、当社は、対象者に対し、本完全子会社化が実施されるために、当社以外を対象者株主に対し交付しなければならない対象者株式の数が1株に満たない端数となるよう決定することを対象者に要請する予定です。なお、対象者株式の取得対価として交付されることとなる別個の種類の対象者株式の上場申請は行われたい予定です。

上記①ないし③の各手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、(a)上記②に関する対象者の定款変更の際には、会社法第116条及び第117条その他関係法令の定めに従って、株主が対象者に対しその有する株式の買取を請求できる旨が定められております。また、(b)上記③が対象者の株主総会において決議された場合には、会社法第172条及びその他関係法令の定めに従って、当該株式の取得価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。なお、(a)又は(b)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的に裁判所の判断に依拠するものであるため、買取価格又は取得価格が本公開買付けの買付価格と異なる可能性があり得ます。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっては、その必要な手続等に関しては、株主各位においてご自身の判断・責任において、ご対応くださいますようお願いいたします。

また、関連法令についての当局の解釈等の状況並びに本公開買付け後の当社の株式等保有割合及び当社以外を対象者株主の対象者株式の所有状況等によっては、上記①ないし③の各手続による本完全子会社化の実施方法に変更が生じる可能性があります。但し、当社は、本完全子会社化の実施方法に変更が生じた場合においても、当社以外の方株主の皆様に対して、適用法令に基づく手続に従い、最終的に金銭を交付する方法を採用するよう、対象者に要請することを予定しております。これらの場合における当該金銭の額についても、特段の事情がない限り本公開買付け価格と同一の基準を用いて算出される予定ですが、本公開買付けの買付価格と異なることがあり得ます。

以上の場合における具体的な手続については現時点では未定であり、対象者と協議の上、決定次第、速やかに公表いたします。

なお、当社は、本完全子会社化以降、平成21年10月1日を目途に準備が整い次第速やかに、傘下の子会社が営む当社グループ水産事業の統合を実現すると共に、事業体制の見直しその他の抜本的な施策を実施することにより、事業基盤の更なる強化を図ってまいります。

対象者株式は、現在、株式会社ジャスダック証券取引所（以下「ジャスダック証券取引所」といいます。）に上場されておりますが、上述の通り、当社は、本完全子会社化の手続きに従い、当社が対象者の発行済株式総数の全てを保有することを企図しておりますので、その場合には、ジャスダック証券取引所の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に従い、対象者株式は上場廃止となることを見込まれます。なお、上場廃止後は対象者株式をジャスダック証券取引所において取引することはできません。

以 上